

仕様書

1 委託業務名

自家用自動車管理業務委託

2 委託業務の概要

福島県ふたば医療センター附属病院(以下「附属病院」という)及び同センター附属ふたば復興診療所(以下「附属診療所」という)の公用車の管理(日常点検・給油等)を行うと共に、当該公用車を使用して、附属病院及び附属診療所の職員及び医師等の送迎を委託するものである。

なお、運行イメージは別紙のとおり。

- ① 福島県いわき市在住職員（平地区 2名）の自宅近隣集合場所と附属病院との間の送迎。【別記 1】
 - ② 福島県福島市在住のセンター長及び運営支援監の自宅と附属病院との間の送迎。【別記 2】
 - ③ 福島県福島市在住の医師（最大 5名）が所属する福島県立医科大学と附属病院または附属診療所との間の送迎。【別記 3】
 - ④ 附属病院の訪問看護及び訪問リハビリ等に対応する職員（1名～2名）の送迎。【別記 4】
 - ⑤ 突発的な用務に対応する職員等の送迎及び救急車での患者移送。【別記 5】

3 管理対象等

(1) 管理対象車両

- A ホンダ フィット(上記2の①の送迎用)
 - B トヨタ プリウス(上記2の②の送迎用)
 - C トヨタ プリウス(上記2の②の送迎用)
 - D ニッサン セレナ (上記2の③の送迎用)
 - E ニッサン セレナ (上記2の③の送迎用)
 - F トヨタ プリウス(上記2の③の送迎用(附属診療所))
 - G スズキ エブリイ(上記2の④、⑤の送迎用)
 - H ニッサン セレナ(上記2の④、⑤の送迎用)
 - I トヨタ ハイメディック(上記2の⑤の使用車)
 - J ニッサン キャラバン(上記2の①～⑤の予備車)

(2) 管理対象車両の保管場所

- (1) のA 福島県いわき市平 地内
(2) のB～F 福島県福島市杉妻町 地内
(3) のG～I 福島県双葉郡富岡町大字本岡字干塚 地内

4 委託業務の内容

- (1) 運行計画の企画及び立案
 - (2) 職員、医師及び患者の送迎

- (3) 日常の点検整備（一般整備、法定点検整備、エンジンオイル交換、タイヤ交換に係る費用は含まない）
- (4) 燃料（レギュラー）の給油（燃料費を含む）
- (5) 消耗品の補充交換・保管管理
- (6) 備品の保管管理
- (7) 事故の際の補償・処理
- (8) 事故の際の修理・手配（タイヤのパンク及びバースト（タイヤ修理キットを使用した場合修理キット代）、ホイールキャップの紛失、ホイールの破損、飛び石等の飛来物によるガラスのひび割れ及び破損、車内装備の損害に係る費用を含む）
- (9) 運転手の人件費（3（2）の管理対象車両の保管場所までの交通費含む）
- (10) 代替運転手の人件費

5 委託業務の時間等

(1) 委託期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(2) 附属病院では管理日において、基本管理時間は最大で7時～23時30分とする。

なお、附属病院は24時間365日体制で救急医療を提供する医療機関であることから、土日祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）も含めた車両の運行を行う。

また、附属診療所では管理日において、基本管理時間は6時15分～18時45分とし、当該管理時間外及び土曜日、日曜日、祝日並びに12月29日～1月3日は管理日外とする。

6 業務実施上の留意事項

- (1) 受託者は、常に運転業務員の健康管理に留意し、運転業務員の心身の状態を把握することにより、安全な運行を確保すること。受託者は、運転業務員が健康状態に不安や問題がある場合は、業務に従事させてはならない。
- (2) 運転業務員は、運転中、道路交通法令を遵守するとともに、交通事故防止を最優先に運行を行わなければならない。交通事故や事件等に巻き込まれた場合は、附属病院又は附属診療所（以下「センター」という）担当者に速やかに口頭報告するとともに、事後に報告書(顛末書)を提出すること。
- (3) 運転業務員は、適切な業務を実施するため、自動車運転に関する専門知識・技術のほか、気象、地理、応急救護、災害に関する基礎知識を習得するとともに、日々の迅速な運行を確実に行うため、交通事情(道路渋滞・道路工事・鉄道遅延など)や天候（風雪・雨霧・雷・気温・台風など）に関する最新の情報を常に収集すること。
- (4) 運転業務員は、センター内外において患者やその家族等と接する場合は、親切・丁寧に対応し、利用者等に不審や不快の念を与えるような言動のないよう注意すること。
- (5) 運転業務員は、日頃からセンター医療スタッフ、施設警備員、その他の関係者と連携・協力及び情報共有を図り、緊急時等における円滑な対応に備えておくこと。

(6) 受託者及び運転業務員は、職務上知り得たセンターの業務及び患者に関する情報の取扱いについては、関係法令の規定に従うとともに、関係者以外に漏らしてはならない。

7 その他

(1) 附属病院については、送迎する職員及び医師等の勤務シフトに応じた1ヶ月分の運行計画を前月末までに契約権者に提出し、運行計画に基づいた業務を実施すること。

ただし、運行計画に変更がある場合は、事前に契約権者へ報告し協議すること。

また、業務開始後は、月1回、運行管理者は附属病院を直接訪問し、職員及び医師等の送迎計画を病院職員とともに読み合わせ確認し、担当する送迎に漏れがないよう万全を期すること。

附属診療所については、1ヶ月分の運行計画を契約権者に提出し、運行計画に基づいた業務を実施すること。

ただし、運行計画に変更がある場合は、事前に契約権者へ報告し協議すること。

(2) 管理日において、車両を使用した際は、附属病院及び附属診療所に備え付けの「自動車使用簿」に必要事項を記載すること。

(3) 高速道路を利用する際は、附属病院及び附属診療所からETCカードの貸与を受けること。

(4) ETCカードを使用した際は、附属病院及び附属診療所に備え付けの「ETCカード使用簿」に必要事項を記載すること。

(5) 上記(2)、(4)とは別に日々の業務を業務日誌等により附属病院及び附属診療所へ報告すること。

(6) 運行計画等の変更等に確実かつ迅速に対応できる体制を構築すること。（運転管理責任者の代理等の設置、運転管理責任者と運転手等の間の連絡網の複数手段の確保等）

(7) 所定の運転手が急きよ車両の運行ができなくなった場合でも業務の履行が迅速かつ確実に確保できる体制を構築すること。

(8) その他仕様書に記載のない事項については、必要に応じ契約権者と協議すること。

【別記1】

○運行日：全日（土日・祝祭日、年末年始を含む）

○送迎人数と使用車両：いわき市平地区 2名 A フィット1台

○留意事項：職員の勤務シフトに応じて、複数のパターンが考えられるため、下記運行イメージはあくまでも一例とする。

○運行イメージ

（いわき→富岡：7時～8時30分）→（富岡→いわき：18時～19時30分）

【別記2】

○運行日：センター長 週2回程度（土日・祝祭日、年末年始を含む）を想定

運営支援監 週1回程度（土日・祝祭日、年末年始含まず）を想定

○送迎人数と使用車両：センター長、運営支援監 各1名 B及びC プリウス

○運行イメージ

（福島→富岡：7時～8時45分）→（富岡→福島：17時～18時45分）

【別記3(附属病院)】

- 運行日：全日（土日・祝祭日、年末年始を含む）
- 送迎人数と使用車両：医師最大5名 D及びE セレナ
- 運行イメージ
A：（福島→富岡：8時～9時45分）→待機→（富岡→福島：10時30分～12時15分）
B：（福島→富岡：8時～9時45分）→待機→（富岡→福島：15時15分～17時）

【別記3(附属診療所)】

- 運行日：月曜日から金曜日まで（土日・祝祭日、年末年始を除く）
- 送迎人数と使用車両：医師1名程度（水・金曜日は2名程度） F プリウス1台
- 運行イメージ
(福島→檜葉：7時～9時) →待機→(檜葉→福島：15時30分～17時30分)
※水曜日の運行ルート
- 運行イメージ
(福島→檜葉：6時30分～9時) →待機→(檜葉→福島：15時30分～18時00分)

【別記4】

- 運行日：週2～3回程度（土日・祝祭日、年末年始を除く）を想定
- 送迎人数と使用車両：職員最大2名 G エブリィ及びH セレナ
- 運行イメージ
(富岡→診療圏域内) →待機→(診療圏域内→富岡)
※9時から16時の間で訪問看護及び訪問リハビリ等に係る職員の送迎を行う。

【別記5】

- 運行日：週5回を想定。ただし、土日・祝祭日、年末年始の突発的な用務には対応すること。
- 送迎人数と使用車両：職員等 2名程度 I ハイメディック等
- 救急車による患者搬送（主として他院で検査を受ける際の病院間送迎）
- ※9時～16時まで附属病院に待機。突発的な用務に対応する職員等の送迎を行う。